

○道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」条例

平成18年1月1日

条例第168号

改正 平成18年6月28日条例第231号

平成19年6月18日条例第32号

平成22年12月8日条例第39号

平成23年12月26日条例第22号

令和元年9月27日条例第9号

(設置)

第1条 広域的な情報サービスの提供及び市内の優れた歴史文化遺産、観光資源等の有効活用を図り、地域の活性化に資することを目的として、広域観光拠点施設を設置する。

(名称及び位置)

第2条 広域観光拠点施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) 名称 道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」

(2) 位置 宇陀市大宇陀拾生714番地の1外

(利用の許可)

第3条 施設(附属設備を含む。以下「施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ市長に申請し、その許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとする場合も、同様とする。

(利用許可の制限)

第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

(1) 公序良俗を害するおそれがあるとき。

(2) 施設等を毀損するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の活動を助長し、又はその運営に資することとなるとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適當と認めるとき。

(利用者の責務)

第5条 第3条の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、利用期間中、その利用に係る施設等を、細心の注意をもって利用しなければならない。

2 利用者は、施設等の維持管理のため、市長の指示に従わなければならない。

(権利譲渡等の禁止)

第6条 利用者は、利用許可を受けた目的以外に利用し、又は利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第7条 利用者は、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を利用しようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(許可の取消し等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

- (1) 利用者が、この条例又はこれに基づく利用の条件に違反したとき。
- (2) 利用者が、偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (3) 第4条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (4) 災害その他緊急やむを得ない事由により、市長が特に必要があると認めるとき。

(使用料)

第9条 利用者は、利用の許可を受けたときに、別表に定める使用料を納付しなければならない。

- 2 使用料は、市長が特別の理由があると認めるときは、減額し、又は免除することができる。
- 3 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(免責)

第10条 この条例に基づく処分により利用者に生じた損害については、市長は一切その責めを負わない。

(損害賠償の義務)

第11条 利用により施設等を破損し、又は滅失したときは、不可抗力と認める場合のほか、利用者においてこれを原形に復し、又はそれにより生じた損害を賠償しなければならない。

(管理)

第12条 道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」(以下「道の駅」という。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- 2 前項の規定により、道の駅の管理を指定管理者に行わせる場合は、当該指定管理者は必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、道の駅の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により道の駅の管理を行わせる場合は、第3条から第5条まで及び第7条から第10条までの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 施設等の利用許可に関する業務
- (2) 施設等の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)に関する業務
- (3) 施設等の維持管理に関する業務
- (4) その他市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定手続等)

第14条 指定管理者の指定手続等については、宇陀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年宇陀市条例第7号）によるものとする。

（利用料金の収受）

第15条 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、施設等の利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 施設等を使用する者は、前項に定める利用料金を前納しなければならない。

4 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

（指定管理者の原状回復義務）

第16条 指定管理者は、その期間が満了したとき、又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大宇陀町阿騎野宿の設置及び管理に関する条例（平成9年大宇陀町条例第7号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則（平成18年条例第231号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

3 この条例の施行の日前に改正前のそれぞれの条例の規定によりされた許可等の処分その他の行為で、同日以後の使用に係るものは、改正後のそれぞれの条例の相当規定によりされた許可等の処分その他の行為とみなす。

附 則（平成19年条例第32号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 指定管理者の指定の手続に関する行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成22年条例第39号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第1条から第39条までのそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後に係る申請又は許可について適用し、同日前に係る申請又は許可については、それぞれなお従前の例による。

附 則（令和元年条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例第1条の規定による改正後の宇陀市有料駐車場条例第3条の規定、第2条の規定による改正後の宇陀市通勤等対策駐車場条例第9条の規定、第3条の規定による改正後の宇陀市高萩台自転車等駐車場条例別表の規定、第4条の規定による改正後の宇陀市公民館条例別表第3の規定、第5条の規定による改正後の宇陀市文化会館条例別表の規定、第7条の規定による改正後の宇陀市生涯学習施設条例別表第2の規定、第8条の規定による改正後の宇陀市文化芸術活動体験交流施設条例別表の規定、第9条の規定による改正後の宇陀市室生地域文化伝習展示施設条例別表の規定、第10条の規定による改正後の宇陀市中心の森「多世代交流プラザ」条例別表の規定、第11条の規定による改正後の宇陀市室生福祉保健交流センターぬく森の郷条例別表の規定、第12条の規定による改正後の宇陀市榛原総合センター条例別表の規定、第13条の規定による改正後の宇陀市室生高齢者等ふれあい館設置及び管理に関する条例別表の規定、第14条の規定による改正後の宇陀市農村環境改善センター「農林会館」条例別表の規定、第15条の規定による改正後の宇陀市菟田野農村環境改善センター「農林センター」条例別表の規定、第16条の規定による改正後の宇陀市基幹集落センター条例別表の規定、第17条の規定による改正後の宇陀市室生屋内山村広場条例別表の規定、第18条の規定による改正後の宇陀市菟田野産業振興センター条例別表の規定、第20条の規定による改正後の道の駅「宇陀路大宇陀阿騎野宿」条例別表の規定、第21条の規定による改正後の宇陀市室生オートキャンプ場条例別表の規定、第22条の規定による改正後の宇陀市室生山上公園芸術の森条例別表の規定及び第23条の規定による改正後の宇陀市松山地区まちなみギャラリー条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後になされた利用の許可に係る使用料について適用し、同日前になされた利用の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表（第9条関係）

利用時間 区分	午前9時 から正午 まで	午後1時 から午後 4時30 分まで	午後5時 から午後 8時まで	午前9時 から午後 4時30 分まで	午後1時 から午後 8時まで	午前9時 から午後 8時まで	1時間増 すごとに
研修室	1, 57 0円	1, 57 0円	2, 09 0円	3, 14 0円	3, 66 0円	5, 23 0円	520円
会議室兼研 修室	2, 09 0円	2, 09 0円	2, 61 0円	4, 19 0円	4, 71 0円	6, 80 0円	520円

備考

- 1 宇陀市に住所を有しない者（桜井宇陀広域連合域に住所を有する者を除く。）が利用する場合の使用料は、この表に定める額の2倍の額とする。
- 2 商品の展示販売又は営業の宣伝のために利用する場合は、この表に定める額の5倍に相当する額とする。